

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第24号

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる資金について右欄に定める書類</p> <table border="1"><thead><tr><th>左 欄</th><th>右 欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>結婚資金</td><td>婚姻を証する書類</td></tr><tr><td><u>臨時児童扶養等資金</u></td><td><u>児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給停止通知書の写し</u></td></tr></tbody></table> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(据置期間の延長)</p> <p>第6条の2 令第8条第5項、令第31条の6第5項、<u>令第37条第5項又は令附則第7条第6項（令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(償還免除の申請等)</p> <p>第8条 法第15条第1項（法第31条の6第5項又は法第32条第5項において準用する場合を含む。）<u>又は新潟県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（令和元年新潟県条例第24号）第2条の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 令第19条第1項（令第31条の7、<u>令第38条、令附則第7条第9項又は令附則第8条第3項において準用する場合を含む。）又は令附則第7条第7項（令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しな</u></p>	左 欄	右 欄	(略)	(略)	結婚資金	婚姻を証する書類	<u>臨時児童扶養等資金</u>	<u>児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給停止通知書の写し</u>	<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる資金について右欄に定める書類</p> <table border="1"><thead><tr><th>左 欄</th><th>右 欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>結婚資金</td><td>婚姻を証する書類</td></tr></tbody></table> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(据置期間の延長)</p> <p>第6条の2 令第8条第5項、令第31条の6第5項 <u>又は令第37条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(償還免除の申請等)</p> <p>第8条 法第15条第1項（法第31条の6第5項又は法第32条第5項において準用する場合を含む。）の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 令第19条第1項（令第31条の7 <u>又は令第38条</u>において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。</p>	左 欄	右 欄	(略)	(略)	結婚資金	婚姻を証する書類
左 欄	右 欄														
(略)	(略)														
結婚資金	婚姻を証する書類														
<u>臨時児童扶養等資金</u>	<u>児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給停止通知書の写し</u>														
左 欄	右 欄														
(略)	(略)														
結婚資金	婚姻を証する書類														

なければならない。

3 令第8条第3項ただし書（令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）、令第31条の6第3項ただし書（令附則第8条第3項において準用する場合を含む。）又は令第37条第3項ただし書の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

3 令第8条第3項ただし書、令第31条の6第3項ただし書又は令第37条第3項ただし書の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。